2023年度　東京都Ⅰ類B
専門記述
講評＆解答例

LEC 東京リーガルマインド

0 001112 227187
KL22718

頒布・複写を禁じます

1．憲　法

問　題

国政調査権について、意義、法的性質及び範囲を述べた上で、司法権、行政権及び基本的人権との関係における限界をそれぞれ説明せよ。

論　点

1　国政調査権の意義
2　国政調査権の法的性質
3　国政調査権の範囲
4　国政調査権の限界
(1) 司法権との関係
(2) 行政権との関係
(3) 基本的人権との関係

解答例

1　国政調査権の意義

国政調査権とは、各議院が、憲法上与えられている立法権や国政に関するその他の諸権能を適切に行使するために資料と情報の収集および必要な調査を行う権能をいう（62 条）。

2　国政調査権の法的性質

41 条が国会を「国権の最高機関」と規定したのは、国民代表機関たる国会が国政の中心に位置する重要な機関であることを政治的に強調したものであり、法的意味を有しない。ゆえに、国政調査権は、国権統括のための独立の権能ではなく、議院が有する権能を適切に行使するための補助的権能であると考える。

3　国政調査権の範囲

このように解しても、憲法上認められた議院の権能は立法・行政監督など広汎な事項に及ぶため、国政調査権の範囲は、純粋に私的な事項を除き、国政のほぼ全般にわたる。

4　国政調査権の限界

国政調査権の行使には、権力分立原則と人権尊重の見地から限界がある。

(1) 司法権との関係

司法権の独立との関係で限界がある。すなわち、現に裁判所に係属中の事件について裁判官の訴訟指揮を調査したり、裁判内容の当否を調査したりすることは、司法権の独立を害し許されな

い。ただし、裁判所で審理中の事件について、議院が裁判所とは異なる正当な目的で調査することは、司法権の独立を害さず許される。

(2) 行政権との関係

議院内閣制の下、行政府は国会に従属するため、議院は行政事務全般にわたる調査権限を持つ。しかし、検察権は一般の行政作用と異なり、司法作用と密接に関わるため、司法権の独立に準じた配慮が必要となる。そこで、①起訴・不起訴に対して政治的な圧力を加えることを目的とする調査、②起訴事件に直接関連する事項などを対象とする調査、③捜査の続行に重大な障害を及ぼすような方法による調査などは許されない。

(3) 基本的人権との関係

個人のプライバシー権や思想・良心の自由を侵害するような質問や、自己が刑事責任を問われるおそれのある事項についての質問は許されない。

以　上

(約 800 字)

講　評

難易度：B［標準］

国政調査権は 2015 年度以来の出題である。本問では、国政調査権の意義、法的性質、範囲とその限界についての説明が求められている。知識吐き出し型の問題であるので、丁寧な記述を心がけたい。

国政調査権の意義については簡潔に述べるべきであるが、「議院の権能」であることを正確に伝えることが重要である。なお、意義の後には「議院には、国民に国政上の情報を提供することを通じて円滑な国政運営を図ることが期待されるが、そのためには正確な情報が必要となる。そこで、憲法は、両議院に国政調査権を与えたのである。」といった趣旨を述べるのがセオリーだが、解答時間の制約から解答例では省略した。

法的性質については、政治的美称説から補助的権能説への流れが無難であろう。もっとも、補助的権能説からしても、その範囲は国政のほぼ全般に及ぶことを指摘する必要がある。

国政調査権の限界については、あらかじめ司法権、行政権、基本的人権との関係が設定されているので書き易かったものと思われる。司法権の独立との関係では、「浦和事件」に言及できると加点事由になる。行政権との関係では、検察権との関係がメインになるが、まず、国会による行政監督権からして、各議院には行政事務全般にわたり調査する権限が認められている点を述べるべきである。基本的人権との関係では、国政調査権の行使には、個人のプライバシーや思想・良心と衝突するおそれがある点を意識した記述を心がけるべきである。

頒布・複写を禁じます

２．行政法

問　題

公の営造物の設置又は管理の瑕疵に対する国又は公共団体の賠償責任について、道路及び河川に関する判例を踏まえて説明せよ。

論　点

１　国家賠償法２条の趣旨

(1)　「公の営造物」の意義

(2)　「設置または管理の瑕疵」の意義

２　瑕疵の判断基準

(1)　道路の瑕疵－高知落石事件

(2)　河川の瑕疵－未改修河川につき大東水害訴訟、改修済河川につき多摩川水害訴訟

解答例

１　国家賠償法２条の趣旨

同条１項は、道路、河川その他の公の営造物の設置または管理の瑕疵により損害が生じた場合の国または公共団体の賠償責任を規定している。本条は、危険責任の法理に基づき公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく国・公共団体の責任を明確化したものである。

(1)　公の営造物の意義

公の営造物とは、国・公共団体によって直接に公の目的に供されている有体物をいう。例示された道路、河川のほか、およそ公の目的に供されている動産なども広く含まれる。

(2)　設置または管理の瑕疵の意義

瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国・公共団体の賠償責任は無過失責任である（高知落石事件判決に同旨）。また、「設置または管理」というためには、国・公共団体が事実上これをなす状態にあれば足り、必ずしも法令で定められた権原に基づく必要はない。

２　瑕疵の判断基準

(1)　道路の瑕疵

道路は、行政主体の管理する人工公物であるから、その管理における予算不足といった財政的制約は免責事由とはならない（上掲高知落石事件）。

(2)　河川の瑕疵

頒布・複写を禁じます

河川は、道路と異なり、自然公物としてもともと危険な状態で存在している。瑕疵の判断に当たっては、国・公共団体は事故防止者の立場にあること、治水事業に多額の費用を要することなどの事情が考慮され、財政的制約が免責事由となりうる。

また、河川は、改修の程度に応じ安全性の基準が異なる。判例は、未改修河川の安全性が問題となった大東水害訴訟で、同種・同規模の河川管理の一般水準および社会通念に照らして是認しうる安全性を備えているかを一般的基準としたうえで、未改修河川としては、河川の改修、整備の過程に対応する過渡的安全性で足りるとした。他方、改修済河川の安全性が問題となった多摩川水害訴訟では、改修済河川としては、想定された水害の発生を防止しうる安全性を備えているかで判断するとした。

以　上

(約 790 字)

講　評

難易度：B［標準］

国家賠償法２条１項の中身をストレートに聞く典型的な知識吐き出し型の問題である。大切なことは、問われている公の営造物、設置・管理の瑕疵の意義、道路・河川に関する判例を丁寧に論じる姿勢を出すことである。

道路・河川に関する判例を踏まえて説明することが求められているので、道路については「高知落石事件」、河川については、「大東水害訴訟」(未改修河川)と「多摩川水害訴訟」(改修済河川)に言及する必要がある。

まず、「高知落石事件」では、①通常有すべき安全性の欠如、②無過失責任、③予算制約論の排斥の３基準は是非とも述べておきたい。つぎに、河川の瑕疵の判断について、管理に関する財政的制約が免責事由となりうるという道路の瑕疵との違いを述べること。さらに、未改修河川の安全性が問題となった「大東水害訴訟」では、河川の改修・整備の過程に対応する過渡的安全性で足りるとしているのに対し、改修済河川の安全性が問題となった「多摩川水害訴訟」では、想定されていた水害を防止しうる安全性を備えているかで判断するという、両者に求められる安全性の違いを指摘すること。これらを述べることができるかどうかが得点に大きく影響すると思われる。

なお、解答例では、解答時間の制約から言及しなかったが、道路の瑕疵に関する上記②無過失責任について、無過失責任は、結果責任を意味しないことを指摘し、設置・管理者にどの程度のことを期待できたかという主観的要素も考慮され、安全策を講ずる時間的余裕がなかった場合には瑕疵がないと判断された「奈良県赤色灯事件判決」に言及すると加点事由となる。

頒布・複写を禁じます

3．民　法

問　題

表見代理について、無権代理との関係にも言及して説明せよ。

論　点

1　表見代理の意義・趣旨

2　表見代理の類型

3　表見代理の効果・無権代理との関係

解答例

1　表見代理とは、本人と無権代理人との間に特殊の関係がある場合に、無権代理人を本当の代理人であると誤信して取引をした相手方を保護するため、その無権代理行為の効果を本人に帰属させる制度である。表見代理の根拠は権利外観法理にある。すなわち、外部からみて代理権の存在を推測させるような客観的事情が存在し、この外観を相手方が正当に信じた場合において、この外観作出について本人に帰責性があるときに、本人への効果帰属が正当化される。

2　表見代理は、次の場合において、相手方が代理権の存在を正当に信じていたとき（相手方の善意・無過失）に成立する。

①本人が他人にある行為について代理権を与えた旨を相手方に表示した場合において、その他人が代理人として相手方との間でその行為をしたときである（代理権授与の表示による表見代理）。

②ある行為について代理権を有する者が、別の行為について代理した場合である（権限外の行為の表見代理）。

③代理権を失った者が、かつて代理権を有していた行為について代理した場合である（代理権消滅後の表見代理）。

さらに、①と②、②と③を組み合わせた場合も表見代理が成立する。すなわち、④本人が他人にある行為について代理権を与えた旨を相手方に表示した場合において、その他人が代理人として別の行為を相手方との間でしたとき、⑤代理権を失った者が、かつて代理権を有していた行為とは別の行為について代理した場合である。

3　表見代理が成立すると、本人は、無権代理行為の効果が自分に及ぶことを拒絶できない。しかし、無権代理であることに変わりはないから、相手方は取消権を有するし、本人は追認によって相手方の取消権を消滅させることができる。また、表見代理が成立する場合でも、相手方は、無権代理人の責任を追及することができ、無権代理人は、相手方保護のための制度である表見代理の成立を主張して自己の責任を免れることができない。　以　上

（約800字）

頒布・複写を禁じます

講　評

難易度：Ｂ［標準］

今年度は、2022 年度の「錯誤による意思表示」に引き続き、２年連続で民法総則から出題された。また、民法は、2009 年度に試験科目となって以来、過去の出題テーマが再び出題されることはなかったが、今年度の「表見代理」は、2009 年度に続いて２度目の出題となった。その意味では、予想外の出題であった。もっとも、民法において、「表見代理」は出題されてもおかしくない重要なテーマであり、予想に頼りすぎていなければ、多くの受験生が事前に準備していた問題であると思われる。

本問については、テキストや学者の教科書などの説明に従って、(1)表見代理の意義・趣旨、(2)表見代理の類型、(3)表見代理の効果・無権代理との関係、の順に説明するとよいだろう。

また、本問では、(2)の説明に多くの分量を要することになるので、(1)と(3)は、できる限りコンパクトにまとめたい。

(2)については、民法上、①代理権授与の表示による表見代理（民法 109 条１項）、②権限外の行為の表見代理（民法 110 条）、③代理権消滅後の表見代理（民法 112 条１項）、④（①と②の組み合わせにあたる）表示された代理権の範囲外の行為をした場合の表見代理（民法 109 条２項）、⑤（②と③の組み合わせにあたる）消滅した代理権の範囲外の行為をした場合の表見代理（民法 112 条２項）があるが、少なくとも、表見代理の基本類型である①～③を挙げることは必須である。なお、各類型の表見代理の要件については、多くの論点が存在するが、解答時間を考えると、これらの論点に言及する必要はないだろう。

(3)の無権代理との関係については、表見代理が成立する場合でも、相手方は無権代理人の責任（民法 117 条）を選択して追及できるかという重要論点があり、これを肯定する判例（最判昭 62.7.7）もあるので、この論点に言及することは必須である。一方、解答例で言及した相手方の取消権（民法 115 条）や本人の追認権（民法 113 条・116 条）は必須ではないが、加点事由になるだろう。

頒布・複写を禁じます

４．経済学

問　題

ディマンドプル・インフレーション及びコストプッシュ・インフレーションについて、現在の経済状況にも言及し、ＡＤ ― ＡＳ分析を用いて説明せよ。

論　点

１　ディマンドプル・インフレーション、コストプッシュ・インフレーションについて
２　ＡＤ―ＡＳ分析について
３　現在の経済状況について

解答例

インフレーションとは持続的な物価水準の上昇であり、その要因からディマンドプル・インフレーションとコストプッシュ・インフレーションに分類することができる。ディマンドプル・インフレーションは、需要が拡大することで生じるインフレーションであり、コストプッシュ・インフレーションは、原材料価格の上昇等による生産コストの上昇によって生じるインフレーションである。

これらのインフレーションについてＡＤ ― ＡＳ分析を用いて説明する。ＡＤ ― ＡＳ分析とは、縦軸を物価水準Ｐ、横軸を国民所得Ｙとしたグラフにおいて、財市場と貨幣市場が均衡する物価水準と国民所得の組み合わせであるＡＤ曲線と、労働市場が均衡する物価水準と国民所得の組み合わせであるＡＳ曲線の交点において財市場、貨幣市場、労働市場が均衡する物価水準と国民所得を決定するもので、ＡＳ曲線は非自発的失業の存在などを考慮すると右上がりとなり、ＡＤ曲線は通常は右下がりとなる。ディマンドプル・インフレーションは需要の拡大によるインフレーションであり、図１のようにＡＤ曲線の右シフト（ＡＤ → ＡＤ´）により生じ、物価水準が上昇し均衡国民所得が増加する。他方、コストプッシュ・インフレーションは、生産コストの上昇によって生じるインフレーションであり、図２のようにＡＳ曲線が左シフト（ＡＳ → ＡＳ´）し、物価水準が上昇し国民所得が減少することになる。特に、物価水準の上昇と景気後退は、両者の英単語を合わせてスタグフレーションと呼ばれる。

現在の我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち直りつつあり、消費者物価上昇率が２％を超える水準となっている。この背景には、2022 年２月のロシアによるウクライナ侵略以降、特にエネルギー価格や小麦をはじめとする食料品などの価格が上昇し、世界的に物価水準の上昇が起きており、この物価上昇は原材料価格等の上昇による生産コストの上昇によって生じるコストプッシュ・インフレーションと考えられる。

頒布・複写を禁じます

図１　ディマンドプル・インフレーション

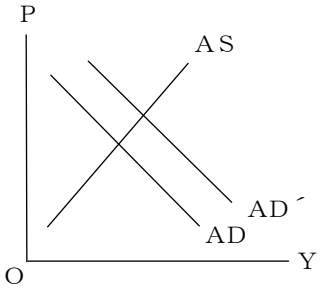

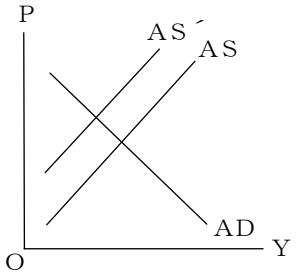

以　上

（約830字）

講　評

難易度：Ｂ［標準］

ディマンドプル・インフレーションやコストプッシュ・インフレーション、ＡＤ－ＡＳ曲線に関しては、過去に類題が出題されており、準備してきた受験生が多かったと考えられる。本問では、近年では出題されてない現在の経済状況についても問われており、経済理論と現実の経済状況を結び付けて考える力が問われることとなった。

頒布・複写を禁じます

５．財政学

問　題

予算について財政民主主義に言及した上で、完全性の原則、単一性の原則（統一性の原則）及び明瞭性の原則をそれぞれ説明せよ。

論　点

1　財政民主主義について
2　完全性の原則
3　単一性の原則
4　明瞭性の原則

解答例

予算とは、一般的に国や地方公共団体の１年間の収入と支出の見積もりのことをいい、政府の経済活動の集計ともいえる。

市場社会における近代民主主義国家は、無産国家であり、国家の経済活動である財政のための財源として租税を徴収している。租税は国家が国民の私有財産を強制的に徴収するものであり、そのため国民の代表である議会の承認を得る必要がある。また、近代民主主義国家では、主権者たる国民が国家の経済活動である財政を統制することとなる。以上を踏まえ、財政民主主義とは、具体的には、租税の徴収や公債の発行など国民に負担を負わせる行為や、歳入、歳出についての予算及び予算の執行の結果としての決算のそれぞれについて議会の承認を得ることに加え、議会が二院制をとる場合は、国民により近い下院（我が国においては衆議院）が予算先議権と議決に関する優越権を持つことである。

このように国民が予算を、議会を通して統制する財政民主主義を具現化するために予算原則が考えられ、予算の形式と内容に関する原則として、完全性の原則、単一性の原則（統一性の原則）、明瞭性の原則を挙げることができる。

完全性の原則とは、すべての予算は収入と支出は漏れなく予算に計上しなければならないというものであり、この完全性の原則から派生して、収入と支出の差額のみを計上することを禁じる総計主義の原則が導き出される。

次に、単一性の原則（統一性の原則）とは、収入と支出が計上される予算は、一つでなければならないというものであり、完全性の原則と相互補完関係にある。

さらに明瞭性の原則とは、予算の内容は国民に、明瞭に理解される形式ではなければならないと

頒布・複写を禁じます

いうものである。

以　上

(約700字)

講　評

難易度：Ｂ［標準］

予算原則に関しては、過去に出題されたこともあり、かつ基本的な論点であるので比較的容易に解答できると考えられるので、財政民主主義に関する理解がポイントとなる出題であった。

６．政治学

問　題

自由民主主義体制、全体主義体制及び権威主義体制について説明せよ。

論　点

１　自由民主主義体制

２　全体主義体制

３　権威主義体制

解答例

政治体制とは、政治権力が社会の統合を図り、秩序を形成し維持していくための政治・社会制度や政治組織、政治文化の総体のことである。政治体制は主に３つに大別される。

自由民主主義体制とは、権力の濫用を防止する制度及び選挙による公職者の選出等の民主的手続が整備された政治体制のことである。自由主義と民主主義との間には原理的に矛盾・緊張関係が存在するが、自由民主主義体制は、万人に政治参加の機会を保障することによってはじめて個人の自由が是認されるという前提に依拠している。多くの先進諸国は、政治体制として概ねこの自由民主主義体制を採用している。自由民主主義体制では個々の政権の頻繁な交代はあっても、政治体制そのものの崩壊を招くことは少ないとされる。

一方、全体主義体制とは、個人の自由よりも社会全体の利益を優先する政治体制のことである。全体主義とほぼ同義で用いられる言葉に「ファシズム」があるが、これは、政治的自由を否定し、とりわけ共産主義・社会主義を排斥する。さらに、カリスマ的指導者への熱狂的な支持と、マス・メディアを利用した大規模な組織的プロパガンダによって、一党独裁体制を確立し、極端な民族主義を唱えて、しばしば膨張的な対外政策を追求するとされる。

最後に、権威主義体制とは、フランコ将軍の支配下にあったスペインのような、全体主義体制とも自由民主主義体制ともいえない体制を説明するために、リンスによって用いられた概念である。彼によれば、権威主義体制は、多元主義とイデオロギー政治の浸透の点において、自由民主主義体制と全体主義体制の中間に位置し、政治参加の点においては、両者よりも閉鎖的であるとされる。この概念が有用なのは、とくに発展途上国に広範に存在した、自由民主主義体制でも全体主義体制でもない体制を首尾よく説明することができるからである。

以　上

(約770字)

頒布・複写を禁じます

講　評

難易度：C［難問］

過去に出題されたどのテーマにも該当しない予想外の問題である。該当テーマは国家一般職や特別区等の専門択一試験でもあまり出題されないため、多くの受験生が選択しなかったことが予想される。

７．行政学

問　題

日本における行政統制について、ギルバートのマトリックスを踏まえて説明せよ。

論　点

１　行政統制の概要

２　ギルバートの行政統制のマトリックス

３　日本における行政統制の例

解答例

民主的統治制度において、主権者である国民は、代理人である議会を通じて、行政活動に関する権能を行政に委任している。そのため、国民は、自らの意思に合致した形で活動を行わせるよう、行政を統制しようとするのである。

ギルバートは、行政統制の形態を分類するに際して、「外在的統制－内在的統制」と「制度的統制－非制度的統制」という２つの軸で整理した。外在的統制―内在的統制とは、行政統制の主体の立ち位置のことで、議会や執政機関のように行政機関の外部であれば外在的統制、行政機関の内部における統制であれば内在的統制となる。一方、制度的統制－非制度的統制は、統制手段が行政機関を法的に拘束できるか否かのことで、統制手段が法的拘束力を持つのが制度的統制、法的拘束力はないが、事実上有効であるものが非制度的統制である。その上で、ギルバートは、２つの軸を交差させ、行政統制の形態を、①外在的―制度的統制、②内在的―制度的統制、③外在的―非制度的統制、④内在的―非制度的統制の４つに類型化した。

日本は議院内閣制であり、議院内閣制の執政機関には内閣、内閣総理大臣、各省大臣が該当するが、これらは政治的任命職（公選職）であり、一般職公務員（資格任用職）により構成される行政機関とは区別され、統制形態としては外在的制度的統制に分類される。内閣による統制手段には、予算編成権、法案提出権、政令制定権、人事権などがある。内閣総理大臣の統制手段は、国務大臣の任免権、行政各部に対する指揮監督権、内閣府の主任の大臣としての内閣府令制定権や人事権などがあり、各省大臣には省令制定権や人事権などがある。なお、内在的制度的統制には官房系統組織による統制が、外在的―非制度的統制には情報開示請求による統制が、内在的―非制度的統制には同僚職員による評価・批判がある。

以　上

（約 760 字）

頒布・複写を禁じます

講　評

難易度：Ａ［易問］

ギルバートの行政統制のマトリックスは、都庁の過去問にはないが、行政学ではメジャーな項目であり、択一対策をやっている受験生であれば、分類軸や４類型といった基本事項は知っており、基礎点は確保できるだろう。差がつくのは「日本の行政統制」という問いに答えられるかである。日本は議院内閣制であり、議院内閣制の執政機関である内閣・内閣総理大臣の統制手段まで記述できるかがポイントであろう。

頒布・複写を禁じます

８．社会学

問　題

史的唯物論に基づく社会変動について、提唱された社会全体の変動が生じていない理由にも言及し、説明せよ。

論　点

１　マルクス主義
２　史的唯物論
３　資本主義・社会主義
４　労働者階級（プロレタリアート）・資本家階級（ブルジョアジー）
５　旧中間層・新中間層

解答例

マルクスは、人類の歴史は階級闘争の歴史であると捉え、社会は生産力の発展に伴って生産様式を変化させていき、社会主義（共産主義）へと至ると捉えた。こうした歴史観を史的唯物論という。

生産手段の所有・非所有の関係は「生産関係」とよばれる。このような生産関係をもとにして行われる人間が生存していくための物質的な生産は、政治・文化・宗教などから独立しており、それ自身の法則に従って運動している。その意味で諸個人は、その意志にかかわらず必然的に決定されている生産関係に入り、生きていくのに最も基本的なものである物質的な生産を行い、生活していく。それゆえに、人間の社会生活は必然的な生産関係によって規定されざるをえない。このように生産のための関係の総体は社会全体（社会構成体）を規定する「土台」となる。マルクスは、生産のための諸関係の総体を「土台＝下部構造」とよんだ。これに対して政治制度・法律や文化・社会意識などは「上部構造」とよばれ、この下部構造によってそのあり方が規定されている。

歴史の変化の中で、一定の生産関係のもとで生産力が発達し、やがてそれは所与の生産関係と矛盾するようになる。ここで生産関係の変革を目指して階級闘争が生じる。そして、このような階級闘争を経て新しい生産関係が構成され、この下部構造の変化によって上部構造も変化することにより社会の全体が新しい段階へと移っていく。資本主義社会では、生産手段を独占する資本家階級（ブルジョアジー）と、それをもたない労働者階級（プロレタリアート）が存在するが、この２つの階級は、搾取・被搾取の関係および支配・隷属の関係をもつため、労働者階級は資本家階級に階級闘争を挑むようになる。そして、この階級闘争を通じて、新しい生産様式である社会主義的段階に至る。

マルクスは、この過程で自営農民、小工業者、商人などの「旧中間層」が労働者階級へと没落し、

頒布・複写を禁じます

社会は資本家階級と労働者階級の二極に分化していくものと捉えた。しかしマルクスの予想とは異なって、社会は二大階級へと二極分解することはなかった。それは、資本主義の進展に伴って会社経営組織が巨大化し、所有と経営の分離が推進され、資本家に代わって企業経営を代行する経営者と、これを補助する多様な管理的・非生産的職業従事者といった「ホワイト・カラー層」、いわゆる「新中間層」が社会の中間部分に大量に出現したためであった。

以　上

(約1,000字)

講　評

難易度：A［易問］

都庁Ⅰ類の記述問題でマルクス主義に関連する問題が出題されるとは驚きである。ただし、K．マルクスの学説は社会学においても非常に重要かつ基本的なものであり、それゆえ決して書きづらい内容ではなかったはずである。マルクス主義は、社会的にも学問的にもかつてのようには大きな影響力を持たないが、しかし社会諸科学のさまざまな理論は、マルクスからの影響あるいはそれとの対峙という形で提示されてきたという側面もあり、よってマルクスを知らないで社会諸科学の学説やその歴史を理解するのは難しい。

上述の通り、都庁Ⅰ類の問題としては奇をてらったものであるが、学説史においては最重要の理論について問うているのであり、書けて当然の内容である。よって易問［A］とする。

頒布・複写を禁じます

９．会計学

問　題

企業会計原則における損益計算書原則について、損益計算書の区分にも言及して説明せよ。

論　点

1　損益計算書の定義
2　損益計算書の本質
3　発生主義の原則
4　総額主義の原則
5　費用収益対応の原則
6　損益計算書の区分表示

解答例

損益計算書とは、一定期間における企業の経営成績を表す財務諸表である。

この損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

次に、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。これは、発生主義の原則と呼ばれる。

また、費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。これは、総額主義の原則と呼ばれる。

さらに、費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。これは、費用収益対応の原則と呼ばれる。

最後に、損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生じる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、営業外収益や営業外費用を加減し、経常利益を計算する。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、経常利益に特別利益や特別損失を加減し、当期純利益を計算する。　以　上

(約640字)

頒布・複写を禁じます

講　評

難易度：Ｂ［標準］

本問は、損益計算書に関する内容となっている。解答例では、企業会計原則の表現になるべく合わせて記述しているが、損益計算書の定義、発生主義の原則、総額主義の原則、費用収益対応の原則などの意義を述べることができればよい。その上で、区分表示について説明することになる。ここで、どのくらい詳しく説明するのか判断に迷うところもあるが、解答例程度の内容を説明できれば問題ないと思われる。

10. 経営学

問　題

職能別組織及び事業部制組織について、それぞれ説明せよ。

論　点

1　職能別組織の意義・長所・短所

2　事業部制組織の意義・長所・短所

解答例

職能別組織とは、組織区分に職能を用いた集権的な組織を意味する。具体的には、営業や総務、財務などの職能別に組織を区分する。

この職能別組織の長所は、以下の通りである。

まず、１つの組織を職能別に区分することにより専門性を強化することができる。また、経営資源の重複を排除することができる。

次に、この職能別組織の短所は、以下の通りである。

組織内での意思決定が遅くなる。環境変化が激しいときには、多角化には適さない。トップマネジメントの負担が大きい。

続いて、事業部制組織とは、組織区分が製品や地域ごとに編成されている分権的な組織を意味する。事業部制では、各事業部の中に事業に必要なものがすべて存在しているために、事業部は独立して事業を行える。それを用いて、実際に事業を行い利益を上げることが使命となる。このことから、各事業部は、利益（プロフィット）に責任をもつ、プロフィット・センターとよばれる。各事業部の上にある本社は、全社的な立場で、戦略立案、各事業部の評価、事業部間の調整などを行う。

この事業部組織の長所は、以下の通りである。

迅速な意思決定が可能となり、環境の多様化や事業の複雑化（多角化）に対応しやすい。分権的な組織体制となり、トップマネジメントの負担が軽減される。事業部長を経営者としてゼネラリストとして訓練したり育成したりすることが可能となる。ＲＯＩ(投資利益率)等を基準とし、各事業部の業績を客観的に評価し易い。事業部間での競争が促進される。

次に、事業部組織の短所は、以下の通りである。

セクショナリズム（縦割り、縄張り主義）が発生し、各事業部が対立しやすい。事業部長は、短期利益志向になるため、長期的な視点で事業を考えることができなくなる。分権化による経営資源重複により、非効率性が発生する可能性がある。　　以　上（約 748 字）

頒布・複写を禁じます

講　評

難易度：Ｂ［標準］

本問は、職能別組織・事業部制組織に関する内容であり、いずれもテキストに記載されているものである。職能別組織については、少々マイナーな論点であり、長所や短所まで理解していなかったかもしれないが、事業部制組織は、過去にも出題されている重要論点であるので、十分に対応することができる内容となっている。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

KL22718